

令和 6 年 3 月

(第 2 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 令和6年3月8日 午後2時
閉 会 令和6年3月8日 午後4時12分

2 出席委員等

前川 教育長 小畑 委員 千 委員

安岡 委員 藤本 委員 鈴鹿 委員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

大路 教育次長

村山 教育監

仲井 管理部長

相馬 指導部長

高橋 管理部理事

吉岡 教職員人事課長

中村 学校教育課長

水口 高校教育課長

井上 保健体育課長

石崎 文化財保護課長

山本 総合教育センター所長

門脇 総務企画課主幹兼係長

久江 総務企画課副主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

2月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」における学校事務職員指標の策定について

【吉岡教職員人事課長の報告】

○ 資料1頁を御覧いただきたい。

まず、学校事務職員指標策定の経緯について説明する。

「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」については、教育公務員特例法に基づき、校長及び教員について校種別に策定し、同指標により、キャリアステージに応じた研修を実施してきたところであるが、学校事務職員についても主体的・積極的に校務の運営に参画されることが求められており、より計画的及び系統的に人材育成を図る必要があることから、新たに指標を策定し、キャリアステージごとに身に付けるべき資質能力を明確にすることとしたものである。

続いて、指標の目的について説明する。

本指標は、事務職員の人材育成に係る道しるべとし、これを活用してOJTを促進すること、また、自身の立ち位置や果たすべき職責に関する理解を促進させ、さらには、職位等に応じた研修について、位置付けを再整理することで職員への研修受講の奨励を促進することを目的としている。

続いて、キャリアステージについては、事務職員それぞれの職位に基づいて求められる資質能力の目安を設定し、職位が上がるにつれ、自身が担任する業務を遂行するだけでなく、後進の人材育成への関わり、分掌に関する助言・支援、他の職員や分掌との連携・協働など、それぞれの段階に応じた内容としている。

資料2・3頁の一覧表は、それぞれ観点において、各ステージで必要とする能力を示したものである。

最後に、これまでににおいても事務職員を対象とした研修を行ってきたが、本指標の策定に合わせ、研修の整理や体系化を進め、事務職員が主体性を持って研修・研鑽に努めることができるようにしてまいりたい。

【質疑応答】

○ 安岡委員

指標に基づき、各職位においての資質能力が求められているが、これに係る評価はどのようにするのか。

○ 吉岡教職員人事課長

人事評価における面談時に、管理職と事務職員が話し合うときに「ここはできているが、ここが足りない。」というように、評価というより、研修受講の推奨等における指標として活用することを想定している。

○ 安岡委員

各職員がそれぞれのステージで求められる能力を常に考察しながらステップアップを図るということであるが、その状況は各職員の上司がまとめていくということか。

○ 吉岡教職員人事課長

例えば管理職による人事評価の面談時等において、各職員と話し合うときに現状と課題を伝え、更なるステップアップを図っていくという形になる。

○ 安岡委員

給与への反映はないということなのか。

○ 吉岡教職員人事課長

反映されるものではない。

○ 大路教育次長

例えば、5段階評価や点数による評価等の定量的なものではなく、各職員のステージにおいて、職員自身の振り返りや上司からのフィードバックにより、自己研鑽を積むことを促すための定性的なものである。

○ 小畑委員

本指標の対象は、教育委員会事務局に所属する事務職員ではなく、学校事務職員であるという理解でよいか。

○ 前川教育長

【学校経営への参画】が事務長に求められる資質能力である。
また、事務長は校長の指揮命令を受ける。

○ 小畑委員

学校事務職員は、各学校に何人程度配置されているのか。

○ 前川教育長

学校の規模にもよるが、府立学校であれば各学校に事務長を含めて4～6人配置しているようなイメージである。

○ 小畑委員

事務長は管理職なのか。

○ 前川教育長

管理職である。

○ 小畑委員

事務長の位置付けは、本指標におけるキャリアステージでは「⑤熟練期（ステージ4）（目安職位：専門幹）【学校経営への参画】」の一つ上という位置付けになるのか。

また、校長の指揮命令を受ける立場であるのか。

○ 前川教育長

お見込みのとおりである。

なお、教育委員会事務局の行政職においては、スタッフ職の上に課長補佐や主幹といったライン職があり、その上に参事、課長等の管理職があるが、学校事務職員における専門幹は事務局の主幹に相当するものの、いわゆるスタッフにおける最上位の職の位置付けとなっている。

- 小畑委員
学校事務職員における管理職は事務長のみか。
- 前川教育長
お見込みのとおりである。
- 小畑委員
人事異動は学校間で行われるのか。
- 前川教育長
お見込みのとおりである。
- 小畑委員
例えば学校事務職員が4人配置されている場合、役職の構成はどうか。
- 大路教育次長
事務長以下、専門幹、事務主任、主任等、それぞれの役職のバランスを考慮し、同等の職員ばかりを配置しないようにしている。
- 小畑委員
昇任については、それぞれのキャリアステージで求められる資質能力が身に付いているかを判断して人事が行われると思うが、本指標の策定前はどのようにして昇任人事を行っていたのか。
- 吉岡教職員人事課長
職位は従来からあり、担当業務の実績を当該職位に照らして行っていた。
- 前川教育長
例えば、担当業務については、外部の業者との折衝や契約業務等はキャリアを積んだ職員が担当し、若手は旅費事務等を担当するなど、キャリアを積むことによって業務の幅等が大きくなる。
- 小畑委員
教員の働き方改革を進める中で、時間外勤務縮減等が目標となっているが、教員が抱える大量の事務を事務職員が補うといった手法はとられているのか。
- 大路教育次長
例えば教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を各学校に配置しており、教員の授業準備等について支援しているほか、1人1台タブレット端末の導入により生じる様々な事務作業をICT支援員が担う、といったことは実施している。
- 小畑委員
校長は、副校長と事務長をともに指揮しているのか。
- 前川教育長
事務長が、以前は教務部や生徒指導部等の分掌業務の一つである「事務部」を所掌する立場であることから「事務部長」と呼称され、事務において職務に精励した者が務めていたが、学校運営上、教員への指導も可能とするため、管理職の位置付けとして「事務長」となった経過がある。
- 藤本委員
学校事務職員が、それぞれのキャリアステージで求められる能力を身に付けることは必要であると同時に大変であるが、重要なのは主体的にステップアップしていくことだと思う。
学校現場と言え、一般的に教員が中心となった教育現場を想像し、事務職員の仕事は知られていない。

しかしながら、学校が担う業務は多岐にわたっており、校内のみならず対外的な業務も増え、事務職員の役割は大きくなっていることから、事務方に民間の感覚を持った人材を入れ、学校経営の戦略を考えることも大事ではないか。

○ 前川教育長

学校運営においては、学校における予算の使い方も重要であり、事務職員はその判断においても重要な役割を果たしている。

○ 鈴鹿委員

学校事務職員は、まず教育委員会事務局の職員として採用されるのか。

○ 前川教育長

府職員の採用は、学校事務職員は教育委員会事務局等の行政事務の職員とは別の枠組みで実施されているが、学校事務職員として採用された後、教育委員会事務局で勤務している者もいる。

また、中には、教育委員会事務局で一定の経験を積んだ後、学校の事務長として異動する場合もある。

○ 鈴鹿委員

学校事務職員の採用数の推移はどうなっているのか。

○ 吉岡教職員人事課長

辞退者や他自治体での就職等も散見され、やや減少傾向にある。

○ 千委員

学校事務職員の人事異動は頻繁にあるのか。

○ 前川教育長

教員と同様、2・3年程度で異動する場合もあれば、府立学校であれば同じ学校に10年超勤務する場合もある。

○ 千委員

学校事務職員はあまり異動しないイメージがある。

○ 前川教育長

コミュニティ・スクールも含めた地域の方とのやり取りや、対外的な対応を要する場合など、ある程度ベテランの学校事務職員が一定期間在籍することが重要となるケースも多いと考えている。

イ 京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針について

【井上保健体育課長の報告】

○ 部活動の地域連携・地域移行に関する京都府の方向性を示す「京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針」をまとめたので、報告する。

資料の1枚目を御覧いただきたい。

まず、推進指針作成の経過や考え方について説明する。

この指針は、国の地域移行の方針を受けて令和3年度に設置した、有識者から成る「京都府地域クラブ活動推進検討委員会」において、京都府の方向性を2年間協議したことから始まっている。

当該委員会をはじめ、各所での協議における様々な意見の中から、主なものを4点紹介する。

1点目は、過疎で学校部活動が成立しない地域に焦点が当たるような印象になるのではなく、都市部も含め、少子化で活動が成立しない府内全域を対象と

したオール京都の取組であるように表現する方が良いということ。

2点目は、子どもたちの活動の保障はもちろんのこと、教員の働き方改革も子どもたちの活動の根本にあるものであることから、これからも維持される学校部活動については、働き方改革もしっかりと進めていくようなメッセージが必要であること。

3点目は、地域移行を進めていく際のチェック項目には、地域クラブに子どもたちを安心して預けられるような体制が備わっているのか、ということを確認できるようにすべきであること。

4点目は、推進指針は作成・配付して終わりではなく、各地域の進捗も確認しながらフォローアップも行い、今後の国の方向性とも併せてブラッシュアップしていくこと。

また、今年度は各市町（組合）教育委員会へ直接に出向いてヒアリングを行い、各地域が求める方向性や課題解決の方策を盛り込めるよう、更に指針の内容を検討し、3年をかけてまとめたものである。

なお、これまで「推進計画」という文言を各所で用いて説明をしてきたが、各地域での実態が異なることから、国は「推進計画」を示す代わりに「総合的なガイドライン」を策定した。

京都府においてもそれを踏まえ、府の施策を示す「推進計画」という名称ではなく、地域移行に関するガイドラインとして各地域の拠り所となる「推進指針」という名称を用いることとした。

次に、推進指針の内容について説明する。

構成としては、全体を「推進の方針」「活動のためのガイドライン」「活動のマニュアル」の3編に分けている。

それでは、指針本体である「（案）京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針」と題した別冊の資料により説明する。

同資料の2枚目「はじめに」を御覧いただきたい。

本指針においては、4つ目の○印に記しているとおり、「すべての学校部活動を一律に地域に移行するのではない」との考え方を示し、○印の5つ目では「少子化により活動が困難であったり、専門ではない顧問が指導する体制が困難であるなど、子どもたちの活動ができない地域・学校・学校部活動単位から着手する」という視点と、学校部活動を維持する場合であっても、働き方改革を踏まえた部活動改革を一層推進すること、をメッセージとしている。

また、○印の7つ目では、これらのメッセージについては、「単に学校部活動を学校から切り離すことではない」とする趣旨を踏まえ、府内全域で課題とされている「子どもたちの活動の場の保障」をオール京都で取り組むこととしている。

さらに、本指針に基づく府内の取組状況をフォローアップしながら指針の見直しを繰り返していくことを、8つ目の○印に記している。

続いて、同資料1頁以降を御覧いただきたい。

第1編は「推進の方針」をまとめており、検討委員会で議論してきた「京都府が目指す方向性」について、同委員会で意見が提示された「京都らしさ」を反映した学校部活動からの新しい活動スタイル「京都モデル」を説明するとともに、京都における地域移行・地域連動のロードマップを示している。

同資料3頁を御覧いただきたい。

「京都モデル」は、「部活動の移行先となる地域クラブ」と「学校で継続される部活動」の両者を並行した考え方であり、「部活動が成立しない地域・学校・学校部活動」が府内全域の課題であるというところから、オール京都で取り組むモデルであるということを示している。

「京都モデル」の★印の1つ目は、地域クラブ活動に関する内容を記載しているものであるが、学校部活動が地域に移行したとしても、「第2期京都府教育振興プラン」の理念である、「誰一人取り残すことなく、個性や能力を最大限に伸ばすこと」、「子どもたちの成長を見守り支えてきた学校・家庭・地域コミュニティのそれぞれの強みを生かすこと」を継承した活動を地域クラブに求めていくことを記している。

★印の2つ目は、学校部活動に関することで、現状、活動が成立している部活動については新たな視点での充実と働き方改革の観点を踏まえてほしいというメッセージを込めている。

★印の3つ目は、単に学校部活動を学校から切り離すということではなく、子どもの活動保障、教員のモチベーション、地域社会の振興に至るまでの将来像につながっていくということを示しており、この後の指針の各項目につながる流れを記載しているものである。

続いて、同資料13頁以降を御覧いただきたい。

第2編は、学校部活動や地域クラブの活動時間や休養日等を示した「活動のためのガイドライン」である。

国のガイドラインの改定を踏まえ、平成31年4月に策定した「京都府部活動指導指針」を一部改定し、新たに示された「地域クラブ活動」の内容を追記しているものである。

続いて、同資料29頁以降を御覧いただきたい。

第3編は、「活動のマニュアル」として、地域連携・地域移行を各地域で具体的に進めていくための手引きとなるものを示している。

モデル地域の実践事例を含めた様々なスタイルや、具体的に進めていくための検討手順等をまとめている。

続いて、同資料56頁以降を御覧いただきたい。

56ページでは、地域連携・地域移行に必要なチェック項目や、そのチェックの背景にある課題への手立てについて記載している。

特に57頁の「6 安全・責任体制の構築」では、地域クラブに子どもたちを安心して預けられるよう、クラブの公共性やガバナンスの確立、コンプライアンスの遵守等を備えていることを確認するようにしており、その手立てとなるアドバイス等を62頁にまとめている。

この「推進指針」は、各地域での検討の拠り所となり、府の方向性の確認や様々な方策からヒントを得る一助としていただくべく、「第2期京都府教育振興プラン」を意識した京都らしい方向性や、国よりも更に丁寧な総合的ガイドラインとして作成したものである。

令和5年度内での各市町（組合）教育委員会への配付を予定している。

【質疑応答】

○ 小畑委員

推進指針を記した資料56頁からの検討チェックリストにおいて、地域クラブ

活動運営団体の安全・責任体制の構築についてのチェック項目があるが、このチェックは市町（組合）教委委員会が実施するのか、それとも府教育委員会が取りまとめて実施するのか。

○ 井上保健体育課長

この検討チェックリストについては、各自治体において学校部活動の地域連携・地域移行を検討する上で、漏らしてはならない項目をリストアップしているものであり、公益性を始め、安全・責任体制や人材確保等の状況をチェックするための項目を挙げたものである。

○ 小畑委員

地域クラブ活動の運営団体は、自治体が認可・認証するのか。

○ 井上保健体育課長

運営団体については自治体が認可・認証するものではないが、子どもたちを預ける以上は、公益性があり、ガバナンスが確立されている組織であるかについては、しっかりとチェックされるべきというメッセージを込めている。

○ 小畑委員

具体的なチェックは、首長部局と教育委員会のどちらかが行うのか。

○ 井上保健体育課長

運営団体のチェックについては、当該団体が行うこともあれば、協議会のような組織を作り、教育委員会、市長部局、関係機関等が入ってチェックを行うこともあると考えており、特に主体を定めてはいない。

○ 小畑委員

教育委員会だけでは判断材料が不足することも想定し、関係部局等と力を合わせ、それぞれの地域の実情に合わせて運営団体の安全性等をチェックするというものであると理解する。

○ 小畑委員

本指針は、国のガイドラインを踏まえつつ、京都らしい在り方を実現する国よりも丁寧なガイドラインとして作成しているとのことだが、資料3頁の「京都モデル」の説明は抽象的な表現が多く、京都ならではの特徴があまり伝わってこない。もう少し具体的に説明していただきたい。

○ 井上保健体育課長

検討委員会においては、「部活動の地域移行を教育の概念から外してはならない」という考え方から議論がスタートであり、例えば、★印の1つ目に記されているとおり、「多様な子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことなく、個性や能力を最大限に伸ばす」「子どもたちの成長を見守り支えてきた学校・家庭・地域のコミュニティのそれぞれの強みを活かし」という表現は「第2期京都府教育振興プラン」に掲げられた京都府の教育の基本理念であることから、同プランとしっかり理念をリンクさせているということが、京都らしさであると考えている。

○ 小畑委員

京都府以外では、土日の部活動を民間委託して学校から切り離している自治体もあるようだが、京都では、例えば民間委託しながらも教育の一環と捉えてグリップし、費用、安全性の担保、民間団体の運営理念等まで踏み込み、適合していない場合は受け皿として認めないなど、教育の観点から運営状況を管理する、という理解でよいのか。

- 前川教育長
教育の観点での完全なグリップは必ずしもできないであろう。
例えば小規模な自治体や地域で、スポーツごとに想定される運営団体が特定されるような場合においても適切に指導を入れるなど、しっかりと役割を果たすといったイメージである。
- 小畑委員
教育委員会が中心となって、自治体が地域クラブの運営状況をグリップするということか。
- 前川教育長
少なくとも単純な丸投げはしない、ということである。
- 井上保健体育課長
丸投げしてしまうと保護者から不安の声が上がったり、子どもたちへの体罰に繋がったりすることも想定され、そうしたことを防ぐためにも、チェック項目の活用が必要であるという考え方である。
- 小畑委員
運営コストはそれぞれの団体が負担する考え方になるのか。
- 井上保健体育課長
地域クラブにおいては、国のガイドラインにおいても受益者負担の考え方が原則となっており、その負担額をどれだけ下げられるかという点では、例えば移動手段に自治体のスクールバスを活用したり、ふるさと納税制度等を活用した寄附を受けたりするなど、様々な手法がモデル事例として提示されているため、財政面での参考としていただきたいと考えている。
- 小畑委員
そういう方向性で行っていく場合はガバナンスが重要となるが、民間スポーツクラブに対して自治体側がどこまで指導できるのか、行政の在り方として、踏み込みすぎると思わぬトラブルに発展するおそれもあることから、境界線を引くに当たっては綺麗ごとでは済まず、難しさを感じる。
- 千委員
各自治体がそれぞれに決めていく場合、自治体間で差が出て、恵まれた地域とそうでない地域が生じるおそれもある。
丸投げは良くないが、中途半端になることも良くないし、必ずしも学校部活動に所属していた子どもだけではなく、元からその団体に所属していた子どもが参加する場合もある。
いきなり全ての部活動やスポーツを民間で、とはならないまでも、一つの方向性として、部活動を学校教育と完全に切り離すことは間違いではないように感じる。
- 前川教育長
将来的には、完全に民間に移行していくことが考えられるが、現在のような移行期は非常に難しく、日本の場合、子どもたちのスポーツが学校で行われ、教職員も部活動指導にやりがいを見出し、あるいは、部活動を通じて生徒指導を行うことにより子どもたちを導いていく実態が多く見られることから、移行に当たっては産みの苦しみが段階的にあると想定される。
- 千委員
上手に関わっていく必要がある。

○ 井上保健体育課長

国は当初、「集中期間」として3年間で地域移行を完了させる方針であったが、到底困難との実態を踏まえて「推進期間」として移行の終期を提示しないよう方針転換した。京都府としては、丁寧に、うまく地域移行を進める方策を検討していければと考えている。

○ 安岡委員

今までであれば、例えば、鳥羽高校なら相撲部が強い、といったスポーツの伝統の中で教育が行われてきた実態があるが、民間団体が競技志向に特化して優秀なアスリートを集める方向になり、そこに行けば「将来プロに入れる」といった養成所のような形になるのはいかがなものか、とも思う。

時代が進む中で淘汰されていくことはあるとしても、いわゆる伝統校的な意味合いは残すべきであると考えている。

全国高校総体等の大会に、民間団体も参加できるようになるのか。

○ 井上保健体育課長

既に全国中学校体育連盟は大会参加ルールを変更しており、府の予選会ではサッカーであれば、クラブチームと学校部活動のチームがそれぞれ別の枠組みで競い、最終的に勝ち上がったチーム同士で優勝を争う方式となっており、大改革が行われている。

○ 前川教育長

部活動の地域移行がターゲットとしているのは主に中学校で、高校では学校単位の部活動が現在でも中心となっており、生徒の中にはクラブチームのジュニア部門に入る子もいる、というスタイルが暫くは継続すると考えている。

生徒数が減少して単独の学校で部活動が成立しない場合は、合同チームで大会に参加することはあっても、中学校とは状況が異なっている。

○ 安岡委員

地域クラブにおける活動において子どもが負傷した場合、日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となるのか。

○ 井上保健体育課長

適用対象とはならない。そのため、それぞれの運営団体で傷害保険に加入することとなる。

○ 鈴鹿委員

地域クラブの指導に係る月謝は、学校が集金することになるのか。

○ 井上保健体育課長

学校が集金することにはならない。学校外部の活動扱いであるため、それぞれの運営団体に保護者が月謝を支払うことになる。

まずは土日の部活動の地域移行が目指されているが、将来的には平日の部活動の移行も視野に入れられており、学習塾と同じようなイメージである。

○ 安岡委員

本指針の策定により、教育の観点を外さないということではないのか。

○ 井上保健体育課長

地域クラブを今後発足させる場合においては、教育の観点を外さないようにしていただきたいが、既にあるスポーツクラブ等については、企業体としてビジネスで活動を行っているため、当てはめるものではない。

これから立ち上げる場合においては、教育の理念を踏まえていただきたい。

○ 小畑委員

民間の学習塾に公教育の理念を適用させるものであり、あまりやりすぎると難しい面も増えてくる。理念先行で行き過ぎている感も否めず、リスクがあることも踏まえて検討を進めなければならないと考える。

(4) 議決事項

ア 第7号議案 令和5年度京都府指定文化財の指定等について

【石崎文化財保護課長の説明】

○ 令和5年度京都府指定文化財の指定等について説明する。

資料7-1頁を御覧いただきたい。

令和5年度においては、有形文化財として建造物2件、美術工芸品5件、無形文化財として1件、計8件について、京都府文化財保護審議会から府指定文化財への指定等に係る答申を受けたものである。

資料7-2頁以降を御覧いただきたい。

まず、有形文化財のうち建造物について説明する。

且椋神社本殿については、寛文12（1672）年に建設された二間社流造の本殿で、府内でも類例の少ない二間社本殿のうち、最古の遺構として貴重である。

天満神社本殿については、17世紀前期に建設されたと考えられるもので、古様を留めた丁寧な造りとしているほか、棟札が多く残され、修理の経緯等が確認できることから、歴史的にも価値が高いものである。

次に、有形文化財のうち美術工芸品について説明する。

絹本著色五智如来像については、一幅の画面に五体の尊格が描かれているもので、両界曼荼羅における胎藏界曼荼羅の中心を成す中台八葉院に配される五仏に一致し、こうした構成の画像は類例がなく大変貴重なものであり、優れた技術を見られる優品としても、高く評価に値するものである。

酬恩庵方丈障壁画については、狩野探幽の作品であり、慶安3（1650）年に前田利常の寄進により酬恩庵方丈が再興された際に描かれた襖絵として伝わるもので、方丈の中心となる室中の間には「山水図」が描かれている。建物の中に在する襖絵と併せて指定したいと考えている。

木造阿弥陀如来坐像については、百万遍知恩寺山内寺院の了蓮寺に本尊として祀られる阿弥陀如来坐像で、いわゆる和様彫刻の優れた出来栄を示し、像内全面に黒漆を塗るなど非常に丁寧な作りである。また、螺髪（らほつ）を一粒ずつ鉄釘で留める点は珍しく、保存状態が良好な平安後期彫刻の優品である。

木造阿弥陀如来立像については、佛性寺本尊の阿弥陀如来立像であり、唇に水晶を嵌め、口の中に金属板による歯列を表すなど、非常に珍しい特徴を持つもので、いずれも生身（しょうじん）の仏への鎌倉時代の独特の信仰を背景に採用された表現だと考えられている。

岡田国神社文書については、木津川市木津に所在する、木津郷の氏神である岡田国神社の宮司家に伝来した資料で、同神社は室町時代から明治時代までの史料を含むものであるが、当時の神事や祭礼について記されており、南山城地域の歴史を知る上で大変貴重な史料である。

次に、無形文化財について説明する。

染色の一種である穀織(こめおり)については、綾部市在住の海老ヶ瀬順子氏を保持者として選定しようとするもので、穀織は緞織(もじりおり)と呼ばれる織技法の一つで、有職装束等に用いられてきた。同氏は、昭和32(1957)年に石川県金沢市に生まれ、京都西陣の染織作家で重要無形文化財保持者でもあった北村武資氏に師事して多様な織技術を習得した後、令和5年第70回日本伝統工芸展に出品した作品「穀織着物『G a r d e n』」が日本工芸会会長賞を受賞するなど、高く評価されている。

【質疑応答】

○ なし

〔原案どおり可決〕

- イ 第8号議案 京都府教科用図書選定審議会委員の委嘱について【非公開】
- ウ 第9号議案 京都府産業教育審議会委員の委嘱について【非公開】
- エ 第10号議案 京都府文化財保護審議会委員の委嘱について【非公開】
- オ 第11号議案 教職員の懲戒処分について【非公開】
- カ 第12号議案 令和6年度府立学校校長・副校長の人事異動について【非公開】
- キ 第13号議案 教育委員会事務局管理職の人事異動について【非公開】

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項イからキまでについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告